

「グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方」

令和 8 年 5 月 27 日

総 務 省

第 1 電気通信事業法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による登録の更新制度の審査対象に関する基本的考え方

1 グループ内合併等の審査制度

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）におけるグループ内合併等審査制度は、法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、

- ①第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者¹（以下「第一種指定電気通信設備設置事業者」という。）
- ②第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者²であって禁止行為等規定の適用を受ける電気通信事業者³（以下「移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者」という。）

が、その特定関係法人⁴との間で「特定電気通信事業」（後述 2 参照）に該当する電気通信事業について、以下のいずれかの合併等（以下総称して「グループ内合併等」という。）を行った場合に、当該事由⁵が生じた日から起算して 3 月以内に登録の更新を受けなければならないとしている。

- (1) 特定電気通信事業を営む法人を吸収合併したとき
- (2) 吸収分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき
- (3) 特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき

総務大臣は、登録の更新の申請を受けた場合には、登録の更新の欠格事由（禁止行為等規定を遵守するための体制の整備等を含む。）⁶に該当しないか否かの審査を行い、当該欠格事由に該当しないと確認できた場合に、登録の更新を行うこととしている。

2 グループ内合併等審査の対象

¹ 法第 33 条第 2 項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

² 法第 34 条第 2 項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

³ 法第 30 条第 1 項の規定により指定された電気通信事業者

⁴ 法第 12 条の 2 第 4 項第 1 号の関係にある法人（いわゆるグループ企業）

⁵ 法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に係る事由（吸収合併、吸収分割による事業の全部または一部の承継、及び事業の全部又は一部の譲り受け）に該当するか否かは、会社法の解釈に準じることが適当である。なお、会社法上の特別決議が不要となる場合（会社法第 468 条、第 784 条、第 796 条）であっても、特定電気通信事業を含むものであれば、電気通信事業法上の登録の更新の対象となる。

⁶ 法第 12 条の 2 第 2 項で読み替えて準用する法第 12 条

グループ内合併等審査の対象は、市場支配的事業者（上記１①、②の電気通信事業者をいう。以下同じ。）によるグループ内合併等の相手となる法人（以下「承継元法人」という。）が、「特定電気通信事業」を営んでいる場合に限るとされている。「特定電気通信事業」とは、市場支配的事業者が新たに営むこととなった場合に、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして、電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「規則」という。）第４条の２の３第１項各号により、以下の電気通信事業とされている。

①第一種指定電気通信設備設置事業者によるグループ内合併等の場合：総務大臣が指定する者が営む全ての電気通信事業

②移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者によるグループ内合併等の場合：総務大臣が指定する者が営む電気通信事業のうち、禁止行為等規定の相手方の指定に係る電気通信事業

これは、法第１２条の２第１項第４号の規定によるグループ内合併等に係る登録の更新制度の趣旨が、禁止行為等規定がグループ内合併等を通じて潜脱されること等を防止する点にあるところ、第一種指定電気通信設備設置事業者については、禁止行為等規定の相手方は限定されておらず、移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者については、その相手方は、総務大臣が指定した者に限定されていることを踏まえ、グループ内合併等審査の対象についても、当該指定の根拠となっている電気通信事業を審査対象とすることが適当であるためである。

（１）「特定電気通信事業」を営む電気通信事業者の指定に当たっての考え方

グループ内合併等審査は、規則第４条の２の３第１項各号に基づき総務大臣が指定した電気通信事業者が承継元法人である場合に行われることとなるが、当該指定は、審査制度の趣旨を踏まえ、禁止行為等規定の相手方から指定する。

指定にあたっては、法人の規模、市場支配的事業者との関係性（資本関係等）、グループ内の電気通信事業における役割、電気通信市場と密接に関連した市場における地位などを勘案し、市場検証委員会⁷の意見も聴取した上で、（グループ内合併等により市場支配的事業者と一体となることにより、禁止行為等規制が適用されなくなることで）不当に優先的な取扱い等が行われた場合に、電気通信市場における公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある電気通信事業を営む電気通信事業者に限定⁸して指定することとする。

⁷ 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会

⁸ 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和７年２月３日情報通信審議会）では、「できる限り規制コストを最小化し、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、合併等

(2) グループ内合併等の審査対象となる「特定電気通信事業」の考え方

【第一種指定電気通信設備設置事業者によるグループ内合併等の場合】

第一種指定電気通信設備設置事業者の禁止行為等規定においては、その相手方となる電気通信事業者は限定されておらず、法第30条第4項第2号の規定に基づき、特定関係法人を含む全ての電気通信事業者が営む全ての電気通信事業が対象となることを踏まえ、(1)により指定された承継元法人たる電気通信事業者が営む全ての電気通信事業が「特定電気通信事業」として、グループ内合併等審査の対象となる。

【移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者によるグループ内合併等の場合】

移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者の禁止行為等規定においては、その相手方となる電気通信事業者は、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」(以下「禁止行為指定ガイドライン」という。))に基づき、特定の電気通信役務⁹のいずれかの契約数等が5万以上であるものが指定されていることを踏まえ、(1)により指定された電気通信事業者が営む事業のうち、原則として、契約数等が5万以上となる役務に係る電気通信事業が「特定電気通信事業」として、グループ内合併等審査の対象となる。

ただし、契約数等が5万未満となった場合においても、禁止行為等規定の相手方の指定が解除されていない限り¹⁰、当該指定の根拠となっている電気通信事業は、引き続きグループ内合併等の審査対象範囲に含まれる。

第2 グループ内合併等に伴う登録の更新の審査に関する基本的考え方

上記のとおり、グループ内合併等に係る登録の更新制度の趣旨は、禁止行為等規定がグループ内会社との合併等を通じて潜脱されること等により、電気通信市場におけ

の審査の対象は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当」とされている。

⁹ 禁止行為指定ガイドラインの「2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」に列挙されている電気通信役務(携帯電話(MVNOを含む)、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス等)をいう。

¹⁰ 禁止行為指定ガイドラインでは、「契約数等のいずれもが5万未満となった場合には、直ちに指定を解除するのではなく、(中略)移動通信市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ指定を解除する。」こととされている。なお、契約数等が5万未満となる具体例については、市場における需要の低下により減少する場合のほか、禁止行為等規定の相手方がその子会社等に対して電気通信役務の全部又は一部を移管する事例なども想定される。

る公正競争に重大な影響が生じることを防止する点にある。

このため、グループ内合併等に伴う登録の更新に当たっては、以下の2つの観点から審査を行う。

（１）電気通信市場の公正な競争への影響の観点

「特定電気通信事業」に係る合併、分割、事業譲渡等が行われた場合、特定電気通信事業の全部又は一部が市場支配的事業者に承継されることになるため、審査にあたっては、当該承継に伴い、電気通信市場の公正な競争への影響がどの程度生じるかを評価する¹¹。評価にあたっては、承継後の市場シェアのほか、以下の点も踏まえて市場への影響を実質的に評価する。

- ・ 承継した電気通信事業の運営方法
（市場支配的事業者の既存の電気通信事業と一体的に運営されるのか否か）
- ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・ 関連市場への影響力、ブランド力
- ・ 製品・サービスの多様性
- ・ 潜在的な競争の不在
- ・ 技術上の優位性・卓越性
- ・ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性

なお、移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者に係るグループ内合併等に関しては、前述のとおり、承継元たる法人の「契約数等が5万未満になった場合」でも、禁止行為等規定の相手方の指定が解除されず、グループ内合併等審査の対象となる場合も存在する。この際の審査にあたっては、当該指定の解除を行わない根拠となる電気通信市場への影響¹²の観点からも実質的な評価を行う。

（２）公正競争確保のための措置の確保の観点

上記（１）により、電気通信市場の公正な競争への影響が生じるおそれがあると評価した場合には、市場支配的事業者によるグループ内合併等が行われることにより、禁止行為等規定をはじめとした公正競争確保のための措置が確保されるかどうかを

¹¹ 法及び規則において、「特定電気通信事業」とは、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼすものが大きいもの」と定義されているが、当該事業の一部の譲渡であっても審査対象となり得るため、譲渡の規模（利用者数・売上高等）によっては、電気通信市場の公正な競争への影響が生じない場合も想定される。

¹² 例えば、禁止行為等規定の相手方に指定された電気通信事業者が、その指定の根拠となった電気通信業務の契約主体を子会社等に移管し、当該指定が解除されない場合の根拠が、「契約主体を子会社に移管しても、市場への実質的な影響力は親会社に残っている」といった場合には、当該移管前の禁止行為等規定の相手方たる親会社による市場への影響力を評価することになる。

審査する。

具体的には、禁止行為等規定により、市場支配的事業者による不当優遇の禁止等の対象となっている事業が承継される場合であって、公正競争確保のためには承継後も引き続き当該優遇の禁止等が必要となる場合に、承継した事業を営む部門と他の電気通信事業者との間の公平な取扱いに関する措置が取られているか否か等を確認¹³する。

審査の結果、公正競争の確保等の観点から懸念があると判断した場合には、登録の更新にあたり、当該懸念に対応した条件を付すこと等により対応する。

具体的には、以下のような条件を付すこと等が考えられるが、実際に付される条件はこれに限られない。

- ・市場支配的事業者が有する非開示情報（顧客情報・卸先事業者情報等）を、合併等により承継した電気通信事業を営む部門が不当に利用することがないように、入退室管理やアクセス制限等のファイヤーウォール措置を講じること。
- ・市場支配的事業者が有するボトルネック設備の利用や関連する情報の提供等について、承継した電気通信事業を営む部門と他の電気通信事業者との間の手続や条件の同等性を約款等により確保すること。
- ・社内規程等を整備・通達し、合併等により新たに市場支配的事業者の役職員となった者に対して、禁止行為規定等に関する社内研修を実施すること。

以上

¹³ 市場支配的事業者から提出される法第12条の2第2項において準用する同法第10条で定める書類のほか、必要に応じて公正競争確保に関する追加的な資料等の提出を求める場合がある。